

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第53期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	インヴァスト証券株式会社
【英訳名】	INVA ST SECURITIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川路 猛
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目6番21号
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 坂本 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目6番21号
【電話番号】	03-3595-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 坂本 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第49期 平成20年 3 月	第50期 平成21年 3 月	第51期 平成22年 3 月	第52期 平成23年 3 月	第53期 平成24年 3 月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	4,250 (2,941)	5,770 (4,181)	4,294 (3,538)	3,072 (2,660)	2,943 (2,052)
純営業収益 (百万円)	4,112	5,645	4,268	3,058	2,933
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,068	286	145	185	183
当期純利益又は当期純 損失() (百万円)	1,359	1,831	564	822	188
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	5,965	5,965	5,965	5,965	5,965
発行済株式総数 (株)	64,114	64,114	64,114	64,114	64,114
純資産額 (百万円)	11,997	10,164	9,600	8,785	8,983
総資産額 (百万円)	77,397	59,903	60,600	65,448	71,236
1株当たり純資産額 (円)	187,126.34	158,544.01	149,741.39	136,908.51	139,848.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	900 (—)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額 (円)	21,244.51	28,564.24	8,806.67	12,825.99	2,934.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	2,877.53
自己資本比率 (%)	15.5	17.0	15.8	13.4	12.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	2.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	16.56
配当性向 (%)	—	—	—	—	30.7
自己資本規制比率 (%)	550.5	643.7	1,032.6	1,316.2	1,293.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,762	1,976	2,898	177	90
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,802	898	362	205	1,373
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	295	18	24	14	10
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	2,977	4,039	6,550	6,507	5,214
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	192 (—)	141 (—)	51 (7)	50 (6)	51 (4)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 営業収益には消費税等は含まれておりません。
3. 営業収益より金融費用を控除したものを純営業収益として計上しております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、第49期から第52期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第49期から第52期の自己資本利益率は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 第49期から第52期の株価収益率については当期純損失を計上しているため記載しておりません。
8. 第49期及び第50期までの平均臨時雇用者数は、従業員数の10%未満のため記載しておりません。

2【沿革】

年月	沿革
昭和35年 8 月	丸起証券株式会社を資本金50,000千円で設立
昭和35年 9 月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
昭和35年11月	(社)大阪証券業協会に加入
昭和42年 8 月	阪堺証券株式会社及び中嘉証券株式会社の営業権を譲受
昭和43年 4 月	改正証券取引法に基づく証券業の第 1 号、第 2 号及び第 4 号免許を取得
昭和48年 7 月	(社)日本証券業協会に加入
昭和61年 7 月	大阪証券取引所正会員資格取得
昭和63年 3 月	改正証券取引法に基づく証券業の第 3 号免許を取得
平成 8 年 3 月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
平成10年 5 月	東京証券取引所正会員資格取得
平成10年11月	日本投資者保護基金に加入
平成10年12月	改正証券取引法に基づく証券取引法第28条の証券業の登録
平成16年12月	株式会社ジャスダック証券取引所取引資格取得
平成17年 6 月	こうべ証券株式会社から「ＫＯＢＥ証券株式会社」へ商号変更
平成18年 1 月	株式会社名古屋証券取引所総合取引資格取得
平成18年 3 月	株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」に株式を上場
平成19年 4 月	ＫＯＢＥ証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更
	本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
平成19年 9 月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録
	株式会社東京金融取引所の会員加入、(社)金融先物取引業協会に加入
	金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
平成19年10月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により承継
	オンライン事業を開始
平成21年 5 月	店頭ＣＦＤ取引の取扱い開始
平成21年 7 月	ばんせい山丸証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業（くりっく365）を吸収分割により承継
平成21年 8 月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に吸収分割により譲渡
	株式会社東京証券取引所、株式会社ジャスダック証券取引所、株式会社名古屋証券取引所の総合取引資格喪失
平成21年12月	ばんせい山丸証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
平成22年 3 月	商品取引受託業務に係る事業（ＣＯＭパス）をドットコモディティ株式会社に吸収分割により譲渡
平成22年10月	大阪証券取引所「ヘラクレス」とＪＡＳＤＡＱとの市場統合により、大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）へ上場変更
平成22年11月	株式会社東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）資格取得
平成23年 1 月	商品先物取引法に基づく商品先物取引業者の許可
	日本商品先物取引協会に加入
平成23年11月	ＦＸ自動売買サービス「シストレ24」の開始

3【事業の内容】

当社は、金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録を行っており、主たる業務として、外国為替証拠金取引事業を営んでおります。当社の事業内容は次のとおりであります。

次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 取引所 F X 取引... (株)東京金融取引所における取引所為替証拠金取引 (くりっく365) 事業を行っております。

なお、(株)大阪証券取引所における外国為替証拠金取引 (大証 F X) 事業は、平成24年6月29日をもってサービスを終了するため、新規売買の受注を停止しております。

(2) 店頭 F X 取引.....店頭外国為替証拠金取引 (F X 24・シストレ24) 事業を行っております。

(3) その他.....取引所株価指数証拠金取引 (くりっく株365) 事業及び差金決済取引 (C F D) 事業を行っております。

「事業系統図」

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
51（4）	36.2	5.0	5,834,184

セグメントの名称	従業員数（人）
取引所F×取引	51（4）
店頭F×取引	
報告セグメント計	
その他	
全社（共通）	
合計	51（4）

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3．当社は、セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しているため、セグメント毎の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度のわが国経済は、当初、震災の影響により落ち込む場面があったものの、夏場にかけては鉱工業生産などの改善傾向が顕著になり、持ち直しの兆しが見られました。ただ、夏場以降は、欧州債務問題や歴史的な円高水準などが国内景気の回復速度を鈍化させることとなり、12月の日銀短観では大企業製造業がマイナスに転じるなど景況感の悪化が鮮明になりました。しかし、平成24年に入ってから、歴史的な円高局面の是正や日経平均株価が1万円を回復するなど厳しい環境はやや改善されました。

外国為替市場は、米国債の格付けの引き下げや米国の金融緩和政策の長期化、また、ユーロ危機に伴う資金の受け入れ先として円が買われたことなどから、10月にはドル円が史上最安値を更新し75円台まで下落しました。

しかし、10月末に日銀が大規模なドル買い円売り介入を行ったことや、欧州各国が包括戦略に合意し、欧州債務危機への懸念が後退したことなどからドル円は反発に転じ、3月には84円台を回復する場面もありました。

株式市場は震災の影響や世界的な景気減速懸念などにより、期初から第3四半期にかけて軟調な展開が続き、11月には日経平均株価が約2年半ぶりの安値となる8,100円台まで下落しました。しかしながら、平成24年に入ると円高の修正局面に入ったことや欧州危機への懸念が後退したことなどから株式市場は反発に転じ、3月には日経平均株価が1万円を回復する場面もありました。

商品市場は、金に対する中国やインドの需要に伴う買いや、外貨準備として保有していたユーロを金に替える動きが顕著となり、ドル建てで史上最高値となる1,900ドル近辺まで上昇、国内でも一時4,700円台まで上昇しました。

こうした環境の中、当社がサービスを提供する外国為替証拠金取引（以下「FX」といいます。）においては、平成23年8月よりレバレッジを最大25倍とする規制が適用されました。

当社は事業基盤の拡大が急務であるとの認識のもと、主力サービスである取引所FX「くりっく365」において、新規顧客を対象としたキャンペーン等を行った結果、当事業年度末の「くりっく365」の累計口座開設数は68,448口座、預り証拠金残高は417億24百万円となりましたが、レバレッジ規制の影響等もあり、当事業年度における取引所FXの受取手数料は、19億94百万円（前年同期比77.4%）となりました。

また、店頭FX「FX24」においては、スプレッド縮小キャンペーンの実施や、新たな通貨ペア（「豪ドル/米ドル」、「米ドル/スイスフラン」）の取扱いを開始したほか、取引損益に応じてランキングを決定する第1回・第2回「リアルトレード! 24（にーよん）グランプリ」を開催し、好評をいただきました。

さらに、11月からは新しいサービスとして、FX自動売買サービス「シストレ24」を開始し、キャッシュバックキャンペーンの実施や運用ブログの開始等、積極的なPRを行った結果、サービス開始後、約3ヵ月で1万口座を突破する等、順調に口座数を伸ばしました。こうした顧客取引機会の増加に繋がるサービスの提供に努めた結果、当事業年度におけるトレーディング益は8億60百万円（同229.8%）となりました。

なお、当事業年度末における取引所FX、店頭FX及びCFD等を加えた全事業合計の預り証拠金は、523億53百万円（平成23年3月末比38億55百万円増）となりました。

これらにより、当事業年度の営業収益は29億43百万円（前年同期比95.8%）となり、これから金融費用10百万円（同71.9%）を差し引いた純営業収益は29億33百万円（同95.9%）となりました。

販売費・一般管理費では、店頭FX事業における取引高増に伴ったシステム関係費用の増加により、不動産関係費が7億3百万円（同118.6%）と前年同期より1億10百万円増加しました。

一方、取引所FX事業での取引高減少に伴う取引所協会費の減少により、取引関係費は12億26百万円（同80.6%）となりました。また、前事業年度において、のれん等の資産について減損損失を計上したことにより、減価償却費は2億88百万円減少し2億51百万円（同46.6%）となりました。

これらの結果、販売費・一般管理費は全体で27億77百万円（同85.2%）、営業収益から販売費・一般管理費を差し引いた営業利益は1億55百万円（前年同期は2億円の営業損失）、経常利益は1億83百万円（前年同期は1億85百万円の経常損失）、当期純利益は1億88百万円（前年同期は8億22百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、各セグメントにおける純営業収益は、取引所清算手数料等の取引関係費と相殺表示しております。

詳細は、「注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

取引所 F X 取引

取引所 F X 取引事業（くりっく365・大証 F X）による純営業収益は15億55百万円（前年同期比81.1%）と若干減少した一方で、本部費を含めた販売費・一般管理費が減少したため、セグメント利益は2億79百万円（同679.3%）となりました。

なお、この事業セグメントに含まれている大証 F X は、平成24年6月29日をもってサービスを終了するため、平成24年2月以降、新規売買の受注を停止しております。

店頭 F X 取引

店頭 F X 取引事業（F X 24・シストレ24）による純営業収益は、F X 24の預り資産増加や平成23年11月にサービスを開始したシストレ24の寄与もあり、8億13百万円（前年同期比225.2%）と大きく増加した一方で、F X 24の広告宣伝費や、シストレ24の立上げに伴うシステム関係費用、広告宣伝費等の販売費・一般管理費が増加したため、セグメント損失は1億55百万円（前年同期は2億55百万円のセグメント損失）となりました。

その他

その他の事業（株365・店頭 C F D）による純営業収益は72百万円（前年同期比68.7%）となりましたが、本部費を含めた販売費・一般管理費が減少したため、セグメント利益は32百万円（同226.6%）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末残高に比べ12億93百万円減少し、52億14百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、90百万円の資金増加（前年同期は1億77百万円の資金増加）となりました。資金の主な増加項目は、税引前当期純利益による1億91百万円、減価償却費による2億51百万円、受入保証金の増加による38億55百万円、外為取引未払金の増加による18億7百万円のほか、短期差入保証金の減少による9億85百万円等であります。一方、主な減少項目は、顧客区分管理信託の増加による49億12百万円、外為取引未収入金の増加による21億55百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、13億73百万円の資金減少（前年同期は2億5百万円の資金減少）となりました。減少の主な項目は、定期預金の預入れによる10億円、有形及び無形固定資産の取得による3億50百万円及び、投資有価証券の取得による26百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、10百万円の資金減少（前年同期は14百万円の減少）となりました。これはファイナンス・リース債務の返済によるものであります。

2【業務の状況】

当事業年度の前事業年度及び当事業年度における提出会社の業務の状況は、次のとおりであります。

(1) 受入手数料の内訳

(単位：百万円)

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	前年同期比 (%)
委託手数料	2	5	290.6
取引所 F X 取引に係る受取手数料	2,576	1,994	77.4
その他の受入手数料	81	52	64.1
(店頭デリバティブ取引の仲介に係る 受取手数料)	(81)	(52)	(64.1)
合計	2,660	2,052	77.2

委託手数料は、取引所 C F D 「くりっく株365」によるものであります。

(2) トレーディング損益の内訳

(単位：百万円)

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	前年同期比 (%)
店頭 F X 取引によるもの	374	860	229.8
その他	0	—	—
合計	374	860	229.8

(3) 外国為替取引売買の状況

区分	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	前期比増減 (%)
米ドル / 円 (百万米ドル)	104,949	21.8
ユーロ / 円 (百万ユーロ)	62,593	28.1
英ポンド / 円 (百万英ポンド)	19,709	41.2
豪ドル / 円 (百万豪ドル)	61,846	16.7
スイスフラン / 円 (百万スイスフラン)	2,174	115.8
カナダドル / 円 (百万カナダドル)	1,252	33.9
N Z ドル / 円 (百万N Z ドル)	5,269	1.8
南アランド / 円 (百万南アランド)	29,554	7.7
香港ドル / 円 (百万香港ドル)	324	2.6
ノルウェークローネ / 円 (百万ノルウェークローネ)	626	11.3
ポーランドズロチ / 円 (百万ポーランドズロチ)	247	151.8
スウェーデンクローナ / 円 (百万スウェーデンクローナ)	465	5.7
ユーロ / 米ドル (百万ユーロ)	95,116	246.6
英ポンド / 米ドル (百万英ポンド)	1,752	8.6
豪ドル / 米ドル (百万豪ドル)	3,577	82.8
N Z ドル / 米ドル (百万N Z ドル)	316	144.0
米ドル / カナダドル (百万米ドル)	168	46.4
ユーロ / 英ポンド (百万ユーロ)	2,046	913.2
英ポンド / スイスフラン (百万英ポンド)	379	55.2
米ドル / スイスフラン (百万米ドル)	2,735	503.9
ユーロ / スイスフラン (百万ユーロ)	517	163.8
ユーロ / 豪ドル (百万ユーロ)	591	89.8
英ポンド / 豪ドル (百万英ポンド)	191	13.8
豪ドル / スイスフラン (百万豪ドル)	8	—
カナダドル / スイスフラン (百万カナダドル)	1	—
N Z ドル / スイスフラン (百万N Z ドル)	0	—
ユーロ / カナダドル (百万ユーロ)	46	—
豪ドル / カナダドル (百万豪ドル)	4	—
ユーロ / N Z ドル (百万ユーロ)	20	—
英ポンド / N Z ドル (百万英ポンド)	12	—
豪ドル / N Z ドル (百万豪ドル)	331	—
中国人民元 / 円 (百万中国人民元)	230	—
インドルピー / 円 (百万インドルピー)	388	—
韓国ウォン / 円 (百万韓国ウォン)	444	—

(注) 上記金額は、顧客との相対取引及び金融商品取引所における市場取引による通貨毎の取引高であります。

(4) 自己資本規制比率

区分		第 52 期 (平成23年 3月31日)	第 53 期 (平成24年 3月31日)
基本的項目			
	(百万円) (A)	8,777	8,908
補完的項目	評価差額金(評価益)等	—	—
	(百万円)		
	金融商品取引責任準備金等	104	96
	(百万円)		
	一般貸倒引当金	0	0
	(百万円)		
	計	104	96
	(百万円) (B)		
控除資産		1,425	1,397
	(百万円) (C)		
控除後自己資本			
(A)+(B)-(C)		7,457	7,607
	(百万円) (D)		
リスク相当額	市場リスク相当額	0	0
	(百万円)		
	取引先リスク相当額	61	77
	(百万円)		
	基礎的リスク相当額	504	509
	(百万円)		
	計	566	587
	(百万円) (E)		
自己資本規制比率		1,316.2	1,293.7
(D)/(E) × 100 (%)			

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の定めにより、決算数値をもとに算出したものであります。

なお、第52期の市場リスク相当額の月末平均額は21百万円、月末最大値は139百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は56百万円、月末最大値は65百万円であり、第53期の市場リスク相当額の月末平均額は0百万円、月末最大値は2百万円、取引先リスク相当額の月末平均額は61百万円、月末最大値は77百万円であります。

3【対処すべき課題】

当社は、経営環境が激変する中で、変化する顧客ニーズに対応し、特色のある商品・サービスをスピーディーに提供することでブランドの確立を図りながら、顧客基盤及び収益力を強化することが重要な経営課題であると認識しております。また、当社の事業にとって、システムの安定稼働は重要な課題のひとつであり、増加する取引量への対応、顧客利便性の向上等に対応した継続的なシステムの改良・増強を図るほか、災害等の有事に備えた体制の整備に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項について、現在において当社が認識しているリスクのうち主要なものを記載しております。当社は、これらのリスクを認識したうえで発生回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、すべてのリスク要因が網羅されているわけではありません。

1．当社の事業内容及び事業環境に係るリスク

当社は、取引所F X取引（「くりっく365」、「大証F X」）、店頭F X取引（「F X 24」、「シストレ24」）、店頭C F D取引（証券・商品）及び取引所C F D取引（「くりっく株365」）をオンラインにて提供しております。

これらの収益は、日本国内のみならず、世界各地の市況の動向や投資需要の変化により大きく影響を受ける傾向にあり、市場の環境によっては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、「大証F X」は、平成24年6月29日をもってサービスを終了するため、平成24年2月以降、新規売買の受注を停止しております。

2．競合について

当社の主要な事業である金融商品取引業は、証券、銀行、保険という垣根を越えた競争が激化しつつあり、各社はそれぞれの特徴を出した顧客の獲得、サービスの向上、取扱い商品の多様化を推し進めております。

このような環境下において、当社が他社に対する競争力を維持できない場合等においては、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3．信用リスク

顧客に係る信用リスク

当社は、取引所F X取引、店頭F X取引、店頭C F D取引及び取引所C F D取引について、顧客から受け入れた証拠金の範囲内での取引を提供しております。また、顧客の取引口座開設にあたっては、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理を行っております。しかしながら、突発的な事象により為替相場が大きく変動する等の場合は、受け入れた証拠金を超える損失が顧客に発生する可能性があり、当社の顧客に対する債権の全部又は一部が回収できなくなった場合においては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

信託保全等に係るリスク

当社は、取引所F X取引及び取引所C F D取引における顧客からの預り資産については取引所に直接差し入れる方法により、また店頭F X取引及び店頭C F D取引における顧客からの預り資産については株式会社三井住友銀行で、信託保全を行っております。しかしながら、何らかの事由により、金融商品取引法等が要請する管理の方法に抵触する事態が生じた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4．カバー取引に係るリスク

当社が提供する、店頭F X取引及び店頭C F D取引は、顧客と当社による相対取引であります。顧客に対する当社のポジションのリスクをヘッジするため、海外の金融機関（カウンターパーティ）等と契約を締結し、顧客との売買取引により発生した当社のポジションについて、カウンターパーティを行うことで、リスクを回避しております。しかしながら、想定外の事象が発生し、当社がカバー取引を行うまでの間に為替相場が大きく変動する等の場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、より安定的な取引環境を提供するカウンターパーティを選択して契約を締結しておりますが、カウンターパーティのシステム障害の発生等の理由により取引不能となった場合は、当社が為替変動等のリスクを負うこととなります。また、当社が契約しているすべてのカウンターパーティが取引停止状態となった場合は、当社は顧客との取引を停止する可能性があります。

5．法的規制について

金融商品取引業について

当社は、金融商品取引業を営むにあたり、金融商品取引法第29条に基づく「金融商品取引業」の登録を受けるとともに、自主規制機関である日本証券業協会及び金融先物取引業協会に加入しております。また、大阪証券取引所及び

東京金融取引所の取引参加者となっております。当社はこれらの法令並びに各協会、取引所が定める諸規則に従って事業活動を行い、継続的なコンプライアンス体制の見直しに努めておりますが、何らかの事由によりこれらの法令諸規則等に抵触する事態が発生し、行政処分等を受けた場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の保護について

平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されましたが、当社は、個人情報の保護は、信用を基礎とする金融商品取引業者に求められる重要な責務と認識し、顧客情報等の書類及び法定帳簿の具体的な管理方法や顧客データへのアクセス制限・使用方法を社内規程として策定し、個人情報管理の周知徹底を図っております。しかしながら、何らかの要因により当社又は外部委託先から当社保有の顧客情報が漏洩した場合には、当社の信用低下や損害賠償請求等により、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他の関係法令等について

当社は、上記、の各種法令諸規則のほか、「金融商品の販売等に関する法律」、「商品先物取引法」その他の規制を受けております。当社は係る法令諸規則等の遵守に努めておりますが、当社及び当社の役職員において、何らかの事由により、これらの法令諸規則等に違反する事実が発生した場合には、当社の風評、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6．内部管理体制について

当社はこれまで企業規模に応じた内部管理体制の強化に努めてまいりました。今後におきましても、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備を含めた内部管理体制の一層の充実に努めてまいりますが、適切かつ十分な内部管理体制が整備できなかった場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

7．システムについて

システム障害について

当社が業務を行う上で、コンピュータシステムは必要不可欠なものであり、そのため、システムの改善、サーバーの増強、信頼性の高いデータセンターの利用等システムの安定稼働に努めております。しかしながら、ハードウェア、ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロのほか、災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。

当社ではシステム障害の発生に備え、システムのバックアップや回線の二重化等の体制を整えております。

しかし、何らかの障害が発生し、顧客取引の処理を適切に行えない場合等には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム開発等について

当社は、各種のオンラインサービスを展開するにあたり、新たなサービス並びに商品の提供、又は顧客利便性の向上による競争力強化のためには、継続的なシステムの開発及び改良等が不可欠であると認識しております。

システム開発が計画どおりに進捗しなかった場合、システム投資の額が想定を超えて多額になった場合及び当初予想していたおりの投資効果が得られない場合等においては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

外部委託先について

当社は、取引にかかわるシステム処理業務の一部を外部委託しております。外部委託先のシステム障害、処理能力の一時的な限界等、何らかの事情により外部委託先のサービス提供が困難になった場合等には、当社の業績に影響が及ぶおそれがあります。

8. 今後の事業方針について

当社は中核事業である取引所F X取引「くりっく365」（東京金融取引所）に加え、店頭F X取引「F X 24」・「シストレ24」を「くりっく365」と並ぶ収益の柱とするべく、顧客数、預り証拠金等の事業基盤の強化を行ってまいります。しかしながら、顧客のニーズや市場環境に適應できず、方針の転換を余儀なくされた場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

9. 資金調達について

当社は、事業の特性上、業務の遂行に必要な資金を機動的かつ安定的に調達する必要があります。

このため自己資金に加え、金融機関からの借入という安定的な資金調達のため、当座貸越契約を締結する等、資金調達の多様化を図っております。しかしながら、経済情勢その他の要因により、資金調達が困難となる若しくは資金調達コストが上昇する等の場合においては、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10. 筆頭株主との関係について

当社の取締役（非常勤）である川路耕一氏は、当社の筆頭株主であります。当事業年度末日現在における同氏及びその配偶者並びに同氏の近親者の当社の発行済株式総数に対する所有割合は54.23%であり、当社株主総会の承認を要する事項（取締役・監査役の選任及び解任、配当の実施、合併又はその他の企業結合の承認等）に影響力を有しております。そのため、今後、同氏と当社の関係に変化が生じた場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

11. その他

ストックオプションについて

当社は、ストックオプション制度を採用しております。平成22年6月25日開催の定時株主総会における取締役、監査役に対するストックオプションとしての報酬決議及び平成22年7月9日開催の取締役会におけるストックオプション発行決議に基づき、会社法の規定に基づく新株予約権を付与しております。

残存する新株予約権について今後、その行使が促進される場合には、当社株式の1株当たり株式価値が希薄化する可能性があります。

訴訟等について

当社は、顧客本位の姿勢とコンプライアンスを重視し、お客様等との紛争の未然防止に努めておりますが、何らかの理由により発生したトラブルが訴訟等に発展し、万一当社の主張が認められなかった場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

契約の名称	契約先	契約内容	契約期間
外国為替取引契約	ドイツ銀行 ロンドン支店	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成19年8月30日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	U B S 銀行 東京支店	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成19年9月18日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	パークレイズ銀行 東京支店	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成20年11月25日以降 当事者の一方が解約通知を送付後、当該通知が有効となるまで
外国為替取引契約	ニューエッジ証券 ロンドン支店	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成20年2月21日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	ゴールドマン・サックス・ インターナショナル	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成21年7月24日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	シティバンク、エヌ・エイ 本店	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成21年7月6日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	コメルツ銀行 本店	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成21年8月4日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	O C B C 証券	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成22年9月6日以降 契約終了の3営業日前までに当事者に書面にて通知
外国為替取引契約	MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成23年4月15日以降 当事者の一方が解約通知を送付後、当該通知が有効となるまで
外国為替取引契約	G. K. Goh Financial Services (S) Pte Ltd	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー先金融機関	平成23年11月4日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
外国為替取引契約	Cantor Fitzgerald Europe	店頭外国為替証拠金取引に係る顧客注文のカバー金融機関	平成24年3月20日以降 当事者の一方が解約通知を送付後、当該通知が有効となるまで
サービス基本契約	Currenex	店頭外国為替証拠金取引に係るシステム貸与の契約及び運用・監視	平成23年6月1日以降 当事者の一方が解約通知を送付し、当該通知を受領後30日が経過するまで
サービス基本契約	Tradency Inc.	店頭外国為替証拠金取引に係るシステム貸与の契約及び運用・監視	平成23年7月19日以降 1年毎年更改 当事者の一方が解約を申し出るまで
システムハウジング契約	株式会社シンプレクス・ コンサルティング	取引所・店頭外国為替証拠金取引のアウトソーシング	平成21年7月21日から5年 以降1年毎年更改 契約終了の6ヶ月前までに当事者に書面にて通知
C F D取引契約	Global Futures & Forex, Ltd オーストラリア支店	C F D取引に係るシステム貸与の契約及び顧客注文の自動カバー契約	平成21年1月19日以降 当事者の一方が解約通知を送付後、当該通知が有効となるまで

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたり、有価証券の評価、減価償却資産の償却、貸付金等の貸倒れ及び当該引当金、賞与等の会計処理については会計関連諸法規に則り、過去の実績や状況に応じ合理的な基準により見積り、判断しておりますが、不確実性が存在するため、見積った数値と実際の結果は異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当事業年度の財政状態は、流動資産が700億35百万円となり、前事業年度末に比べ56億99百万円増加しました。

これは、外為取引にかかる未収入金が前事業年度末より21億55百万円増加したほか、現金・預金が10億86百万円、信託保全額増加により預託金が34億48百万円増加した一方で、金融商品取引所及びカバール先金融機関等への短期差入保証金が9億85百万円減少したこと等によるものであります。

また、固定資産は前事業年度末に比べ88百万円増加し、12億1百万円となりました。これはソフトウェア等の資産の新規取得があったものの、減価償却費2億51百万円を計上したこと等によるものであります。

この結果、総資産は712億36百万円となり、前事業年度末に比べ57億88百万円増加しました。

(負債)

当事業年度における流動負債は620億94百万円となり、前事業年度末に比べ、56億8百万円増加しました。

これは主に、顧客からの受入保証金が38億55百万円増加したことに加え、外為取引未払金が前事業年度末より18億7百万円増加したことによるものであります。固定負債はリース債務の返済等により62百万円となり、前事業年度末に比べ10百万円減少しました。

特別法上の準備金においては、金融商品取引責任準備金の戻入を行ったことにより8百万円減少し、96百万円となりました。

この結果、負債合計は622億53百万円となり、前事業年度末に比べ55億89百万円増加しました。

(純資産)

当事業年度における純資産は89億83百万円となり、前事業年度末に比べ、1億98百万円増加しました。

これは主に当期純利益1億88百万円の計上とストックオプションによる新株予約権10百万円を計上したことによるものであります。この結果、自己資本比率は12.6%（前事業年度末は13.4%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当社の主要な事業は、「取引所F×取引」と「店頭F×取引」の2つのセグメントから成り立っておりますので、キャッシュ・フロー（資金の増減）は、これらのセグメントにおける、顧客からの預り証拠金の増減の影響を大きく受けることとなります。

このうち、「取引所F×取引」は顧客から受け入れた証拠金を直接取引所に差し入れることで顧客資産の区分管理が行われますが、「店頭F×取引」は顧客から受け入れた証拠金を顧客区分管理信託で信託保全を行い、別途カウンターパーティに対して保証金を差入れる必要があり、「店頭F×取引」における取引高の増加は、概ね資金の減少要因となります。

当事業年度においては、「シストレ24」のサービス開始もあり、「店頭F×取引」の預り証拠金は前事業年度末に比べ、38億55百万円増加しました。これに伴って顧客区分管理信託における信託必要額・カウンターパーティへの保証金の差入所要額はそれぞれ増加しております。

また、預り証拠金の増加は日々の受渡決済額の増加要因となり、外国為替相場の急激な変動時においてはさらに増加すると見込まれます。

当社はこれらの資金需要に備えるため、また、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約（極度融資枠15億1百万円）を結んでおります。なお、当事業年度における借入実績はありません。

当事業年度末におけるキャッシュ・フローの詳細は「第2 事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度における営業収益は29億43百万円、営業利益は1億55百万円、経常利益は1億83百万円、当期純利益は1億88百万円となりました。

当事業年度の主要な収益・費用等の状況は次のとおりであります。

受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は20億52百万円（前年同期比77.2%）となりました。

内訳は以下のとおりであります。

- ・委託手数料 5百万円（前年同期比290.6%）
- ・取引所F X取引に係る受取手数料 19億94百万円（同77.4%）
- ・店頭デリバティブ取引の仲介に係る受取手数料 52百万円（同64.1%）

トレーディング損益

当事業年度におけるトレーディング損益は、8億60百万円（前年同期比229.8%）の利益となりました。これは店頭F X取引によるものであります。

金融収支

当事業年度における金融収益は、27百万円（前年同期比77.6%）となりました。

一方、金融費用は10百万円（同71.9%）となり、これを差し引いた金融収支は17百万円（同81.2%）となりました。当事業年度の金融収支の主な発生要因は店頭C F D取引によるものであります。

販売費・一般管理費

当事業年度における販売費・一般管理費は、27億77百万円（前年同期比85.2%）となりました。内訳は以下のとおりであります。

- ・取引関係費 12億26百万円（前年同期比80.6%）
- ・人件費 5億12百万円（同103.1%）
- ・不動産関係費 7億3百万円（同118.6%）
- ・事務費 27百万円（同74.5%）
- ・減価償却費 2億51百万円（同46.6%）
- ・租税公課 31百万円（同108.8%）
- ・その他 23百万円（同59.6%）

営業外収益

当事業年度においては30百万円の営業外収益を計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

- ・受取配当金 24百万円
- ・未払配当金除斥益 1百万円
- ・その他 4百万円

営業外費用

当事業年度においては3百万円の営業外費用を計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

- ・遊休資産維持管理費 1百万円
- ・為替差損 0百万円
- ・その他 0百万円

特別利益

当事業年度においては8百万円の特別利益を計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

- ・金融商品取引責任準備金戻入 8百万円

特別損失

当事業年度においては1百万円の特別損失を計上しており、その内訳は以下のとおりであります。

- ・固定資産処分損 1百万円

(4) 経営戦略の現状

当社は、取引所F X「くりっく365」を中核事業とし、取引所F Xのトップブランドの構築を目指すほか、店頭F X「F X24」を「くりっく365」と並ぶ収益の柱とするべく、顧客数、預り証拠金等の事業基盤の強化を行ってまいります。

さらに、当社は平成23年11月28日より、新しいサービスとしてF X自動売買サービス「シストレ24」()を開始しております。同サービスは、順調に口座数を伸ばしており、こちらも「くりっく365」、「F X24」に続く収益の柱として早期に拡大を図ってまいります。

また、「お客様が安心して資産を託すことができる」企業として認知されるよう、コンプライアンス体制の維持及び継続的な改善、顧客の視点にたった商品・サービスの提供に努めてまいります。

(注)「シストレ24」とは・・・

シストレ24のプラットフォームは、その性能の高さから世界中で20社以上に導入されているTradency社の「Mirror Trader」。バックトレードシステムは、機関投資家などのプロ投資家向けに開発され、世界のプロ投資家やブローカーから高い評価を受けているF X取引の最先端システムCURRENEX社のトレードシステム。さらにストラテジーは「Mirror Trader」標準搭載の約500種類に加えて、国内で実績のあるストラテジープロバイダー各社のストラテジーを追加搭載しています。世界中の優れたパートナー企業との連携により、最高水準の性能を兼ね備えたF Xシステムトレードを無料でご利用いただけるサービスです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前事業年度末残高に比べ12億93百万円減少し、52億14百万円となりました。

詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度においては、平成23年11月に新規にサービスを開始したシストレ24の初期投資や、コンピューターシステムの安定稼働及びお客様の多様なニーズに対応するため、主にソフトウェア・器具備品に3億15百万円の設備投資を自己資金により実施しました。

（取引所F X取引）

レバレッジ規制対応、アジア通貨の取引開始対応のほか、お客様の利便性向上のための資金振替機能等に35百万円を投資しました。

（店頭F X取引）

「シストレ24」サービス開始のための設備投資に加え、スマートフォン対応、通貨ペア追加対応、ディーリングシステムの機能強化等に2億7百万円の投資を実施しました。

（その他）

主に全社利用のソフトウェア及びサーバー増強のため72百万円の設備投資を行いました。

なお、当事業年度に（その他）に含まれております店頭C F D事業において、不要となりましたソフトウェア1百万円を除却しました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 （人）
			建物 （百万円）	土地 （百万円） （面積㎡）	器具備品 （百万円）	リース資産 （百万円）	ソフトウェア （百万円）	合計 （百万円）	
本店 （東京都港区）	取引所FX取引	取引所FX取引に係るオンライン設備	—	—	—	—	105	105	51 (4)
	店頭FX取引	店頭FX取引に係るオンライン設備	—	—	12	—	260	273	
	その他	統括業務施設 CFD取引に係る オンライン設備	32	—	28	11	131	203	
その他	—	遊休資産・賃借 用資産	8	12 (32.8)	—	—	—	21	

（注）1．本店は賃借物件であり、帳簿価額は造作費であります。

また、本店の賃借物件の年内賃借料は49百万円であります。

2．その他の土地及び建物は、旧神戸支店（神戸市灘区）、旧萩之茶屋営業所（大阪市西成区）であり、当社の保有物件であります。

3．上記帳簿価額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画を策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

店舗名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店 (東京都港区)	取引所FX取引	フロントシステム 機能強化	0	—	自己資金	平成24. 3	平成24. 5
	店頭FX取引	フロントシステム 機能強化	26	—	自己資金	平成24. 1	平成24. 6
		フロントシステム 機能強化	9	—	自己資金	平成24. 4	平成24. 10
	その他	フロントシステム 機能強化	1	—	自己資金	平成24. 3	平成24. 4
		サーバー増設	2	—	自己資金	平成24. 4	平成24. 6
		社内ワークフロー システム	5	—	自己資金	平成24. 5	平成24. 9
		バックオフィスシ ステム機能強化	5	—	自己資金	平成24. 4	平成24. 5

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000
計	250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	64,114	64,114	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	64,114	64,114	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成16年 6 月28日開催の定時株主総会決議及び平成17年 6 月22日開催の取締役会決議に基づく、新株予約権の発行)

	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数 (個)	43	43
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	43	43
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	54,400	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成19年 6 月23日 至 平成24年 6 月22日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 54,400 資本組入額 27,200	同 左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は できないものとする。 新株予約権は、発行時に割 当を受けた新株予約権者及 びその者から相続によって 新株予約権を取得した者に おいて、これを行使するこ とを要する。 新株予約権は、当社の取締 役、監査役、顧問、嘱託社員、 従業員の地位にある者にお いて行うことを要する。た だし、取締役会で承認され た者及び権利承継者につい てはこの限りでない。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	—	—

(注) 1 . 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がこの行使価額を下回る払込金額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行うときは、次の算式により調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 平成17年 6 月28日開催の定時株主総会決議により、平成17年 8 月 1 日付で100株を 1 株とする株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 平成24年 5 月31日現在退職等により124名が権利喪失となっております。
- 上記新株予約権は平成24年 6 月22日付にて行使期間が満了し、消滅しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成22年6月25日開催の定時株主総会決議及び平成22年7月9日開催の取締役会決議に基づく、新株予約権の発行)

1. インヴァスト証券株式会社 平成22年第1回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,270	1,270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,270	1,270
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月7日 至 平成28年8月6日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者及びその者から相続によって新株予約権を取得した者(以下「権利承継者」という)においてこれを行わせることを要する。ただし、取締役会で承認された者及びその権利承継者については、この限りではない。 新株予約権は、当社の取締役、監査役、顧問、従業員、嘱託社員の地位にある者においてこれを行わせることを要する。ただし、取締役会で承認された者及び権利承継者については、この限りではない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 当社の前年度の税引前純利益が25億円以上であること。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1.	—

(注)1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

2. 平成24年5月31日現在退職により1名が権利喪失となっております。

2. インヴァスト証券株式会社 平成22年第2回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	220	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220	220
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,918	同 左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月10日 至 平成29年7月9日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,918 資本組入額 17,459	同 左
新株予約権の行使の条件	新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者及びその者から相続によって新株予約権を取得した者(以下「権利承継者」という)においてこれを行わせることを要する。ただし、取締役会で承認された者及びその権利承継者については、この限りではない。 新株予約権は、当社の取締役、監査役、顧問、従業員、嘱託社員の地位にある者においてこれを行わせることを要する。ただし、取締役会で承認された者及び権利承継者については、この限りではない。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)1.	—

(注)1. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

2. 平成24年5月31日現在退職により1名が権利喪失となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成19年6月23日～ 平成20年3月31日 (注)1.	394	64,114	10	5,965	10	5,067
平成21年6月25日 (注)2.	—	64,114	—	5,965	866	4,200
平成22年6月25日 (注)2.	—	64,114	—	5,965	564	3,636
平成23年6月28日 (注)2.	—	64,114	—	5,965	822	2,813

- (注)1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。
3. 平成24年6月27日開催の定時株主総会において、資本準備金を500百万円減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	3	16	58	2	2	4,179	4,260	—
所有株式数 (単元)	—	15	978	5,043	170	5	57,903	64,114	—
所有株式数の 割合(%)	—	0.02	1.53	7.87	0.27	0.01	90.31	100.00	—

(注) 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
川路 耕一	東京都港区	31,361	48.91
K Y エンタープライズ株式会社	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号	4,438	6.92
川路 洋子	東京都港区	2,000	3.11
川路 猛	東京都目黒区	1,370	2.13
佐藤 宏樹	千葉県松戸市	1,085	1.69
木田 裕介	大阪府豊中市	1,018	1.58
大谷 修	大阪府吹田市	615	0.95
王 厚龍	大阪府中央区	585	0.91
北村 悟	神奈川県南足柄市	453	0.70
秋山 俊之	埼玉県越谷市	400	0.62
計	—	43,325	67.57

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,114	64,114	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	64,114	—	—
総株主の議決権	—	64,114	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年 3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年 6 月28日定時株主総会決議及び平成17年 6 月22日取締役会決議)

決議年月日	平成16年 6 月28日定時株主総会 及び平成17年 6 月22日取締役会
付与対象者の区分及び人数	取締役 4 名、監査役 3 名、従業員176名 (注) 1 .
新株予約権の目的となる株式の種類	「 (2) 新株予約権等の状況 」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上 (注) 2 .
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 . 付与対象者のうち平成24年 5 月31日現在退職等により124名が権利喪失となっております。

2 . 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、行使価額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がこの行使価額を下回る払込金額で新株式の発行 (新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。) を行うときは、次の算式により調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 上記新株予約権は平成24年 6 月22日付にて行使期間が満了し、消滅しております。

(平成22年6月25日定時株主総会決議及び平成22年7月9日開催の取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月25日定時株主総会 及び平成22年7月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、執行役員3名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与対象者のうち平成24年5月31日現在1名が退職により権利を喪失しております。

(平成22年6月25日定時株主総会決議及び平成22年7月9日開催の取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月25日定時株主総会 及び平成22年7月9日取締役会
付与対象者の区分及び人数	監査役3名、従業員13名(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上(注)2.
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 付与対象者のうち平成24年5月31日現在1名が退職により権利を喪失しております。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益の配分について、安定的な配当の継続を前提としつつ、業績に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、内部留保の充実による財務体質の強化、収益性のある事業への重点投資による企業価値の増大を図ってまいります。

当社は、期末配当に加え、9月30日を基準として中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、年2回の剰余金の配当を行うことが可能となっております。剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、上記の方針並びに当事業年度の業績を勘案した結果、1株当たり900円の配当を実施することに決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は30.7%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年6月27日 定時株主総会決議	57	900

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第49期 平成20年3月	第50期 平成21年3月	第51期 平成22年3月	第52期 平成23年3月	第53期 平成24年3月
最高(円)	161,000	44,300	41,800	41,500	48,850
最低(円)	33,000	18,500	21,250	21,500	26,500

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	37,450	34,350	36,850	45,600	42,950	48,850
最低(円)	29,010	31,100	32,650	35,200	37,300	39,500

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)です。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		川路 猛	昭和49年12月3日生	平成 7年 1月 三貴商事株式会社(現光陽ビジネスサービス株式会社)入社 平成 10年 4月 光陽キャピタル株式会社(現K Y エンタープライズ株式会社) 取締役(非常勤)(現任) 平成 10年 10月 Refco Overseas Ltd.入社 平成 11年 5月 こうべ証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)出向 平成 12年 4月 当社入社 平成 17年 2月 当社執行役員 平成 17年 6月 K K エステート株式会社 取締役(非常勤)(現任) 平成 19年 2月 当社常務取締役 平成 20年 7月 当社代表取締役副社長 平成 22年 1月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成 24年 6月 光陽ホールディングス株式会社取締役 (現任)	(注) 3	1,370
常務取締役	マーケティング 本部長	三ヶ田 裕信	昭和38年4月10日生	昭和 62年 4月 北辰物産株式会社入社 平成 15年 2月 東京為替株式会社入社 平成 17年 7月 東京為替株式会社(現光陽ビジネスサービス株式会社)入社 平成 19年 10月 当社執行役員 平成 21年 6月 当社取締役 平成 23年 6月 当社常務取締役就任(現任)	(注) 3	44
取締役 (非常勤)		川路 耕一	昭和20年11月9日生	昭和 61年 6月 光陽企画株式会社(現K K エステート株式会社) 代表取締役社長(現任) 平成 5年 3月 三貴商事株式会社(現光陽ビジネスサービス株式会社)代表取締役会長 平成 8年 1月 当社取締役就任(現任) 平成 12年 9月 財団法人アジア刑政財団理事(現任) 平成 13年 2月 光陽グループ本社株式会社(現光陽ホールディングス株式会社) 代表取締役社長 平成 15年 6月 ミリオン貿易株式会社(現K O Y O 証券株式会社)取締役会長(現任) 平成 16年 6月 光陽不動産株式会社取締役(現任) 平成 17年 3月 光陽ホールディングス株式会社 代表取締役会長(現任) 平成 19年 1月 光陽ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長(現任) 平成 19年 10月 光陽ファイナンス株式会社 取締役(現任) 平成 21年 1月 K Y エンタープライズ株式会社 取締役(現任)	(注) 3	31,361
取締役 (非常勤)		岩田 拓朗	昭和33年4月14日生	平成 4年 4月 児玉・齋藤法律事務所入所 平成 12年 10月 岩田法律事務所開設所長 平成 13年 2月 第一東京弁護士会広報・調査室嘱託 平成 15年 3月 半蔵門総合法律事務所設立(現任) 平成 19年 1月 当社顧問 平成 19年 2月 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		水戸部 茂	昭和31年 4月24日生	昭和 54年 4月 近畿ゼネラル貿易株式会社 入社 昭和 61年 3月 日光商品株式会社(現光陽ビジネス サービス株式会社)入社 昭和 61年 4月 三貴商事株式会社(現光陽ビジネス サービス株式会社)入社 平成 9年 3月 同社取締役 平成 16年 6月 同社代表取締役 平成 17年 3月 光陽ホールディングス株式会社 取締役 平成 18年 9月 Acro GP Co.取締役 平成 19年 4月 Acro Agri GP Co.取締役 平成 19年 6月 東京穀物商品取引所(現株式会社東 京穀物商品取引所)理事 平成 19年 10月 光陽エージェンシー株式会社 取締役 平成 20年 1月 光陽ライフプランナーズ株式会社 (現光陽不動産株式会社)取締役 平成 22年 3月 光陽ホールディングス株式会社 顧問 平成 24年 6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	20
監査役		淡輪 敬三	昭和27年 9月19日生	昭和 53年 4月 日本鋼管株式会社(現JFEホール ディングス株式会社)入社 昭和 62年 7月 マッキンゼーアンドカンパニー東京 オフィス入社 平成 9年 7月 ワトソンワイアット株式会社(現タ ワーズワトソン株式会社) 代表取締役(現任) 平成 19年 2月 株式会社キトー社外取締役(現任) 平成 19年 6月 当社社外監査役就任(現任) 平成 22年 6月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役(現任) 平成 22年 11月 TWジャパン株式会社 代表取締役(現任)	(注) 5	279
監査役		安藤まこと	昭和34年10月 8日生	昭和 59年 10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現有限責任監査法人トーマツ)入 所 昭和 63年 1月 KPMG Peat Marwick New York Office 入社 平成 3年 4月 櫻井会計事務所入所 平成 6年 3月 警視庁入庁 平成 14年 4月 安藤税務会計事務所(現響税理士法 人)入所(現任) 平成 14年 4月 安藤公認会計士共同事務所入所(現 任) 平成 15年 2月 響コンサルティング有限公司 取締役社長(現任) 平成 19年 6月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 5	299
計						33,373

- (注) 1. 取締役岩田拓朗は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役淡輪敬三及び安藤まことは、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 平成24年6月27日開催の定時株主総会にて選任されましたが、当社定款の定めにより、前任者の任期を引き継いでいるため、平成23年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間を任期としております。
5. 平成23年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 取締役社長川路猛は、取締役川路耕一の長男であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

・ 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。

イ．取締役会

経営上の意思決定機関として、原則月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、職務執行状況を監督いたします。監査役も毎回出席しております。

ロ．取締役社長

最高経営責任者として取締役会の議事運営に当たるとともに、当社全般の業務執行を統轄しております。

ハ．経営会議

常勤取締役で構成され、経営計画、予算、その他経営全般に関する基本方針等の協議を行っております。原則として毎週1回開催し、常勤監査役も毎回出席しております。

ニ．監査役

取締役会及び経営会議等、重要な会議への出席、重要な書類の閲覧等により取締役会の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況を監査いたします。また、内部監査部門や会計監査人との連携により監査役監査を一層充実させるとともに、コンプライアンスや業務管理体制等の状況についてのモニタリングを行い、取締役会に報告・意見具申することにより経営監督機能の強化を図っております。

ホ．監査役会

監査役会規程に基づき、法令、諸規則、定款に従い監査役の監査方針を定めるとともに各監査役の報告に基づき監査意見を形成いたします。

ヘ．コンプライアンス委員会

コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに沿った業務運営の確認及び金融庁が定める金融商品取引業者等検査マニュアルにおける法令等遵守態勢の確認を目的として、「コンプライアンス委員会」を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、是正すべき事項があった場合については取締役会に提言することとしております。

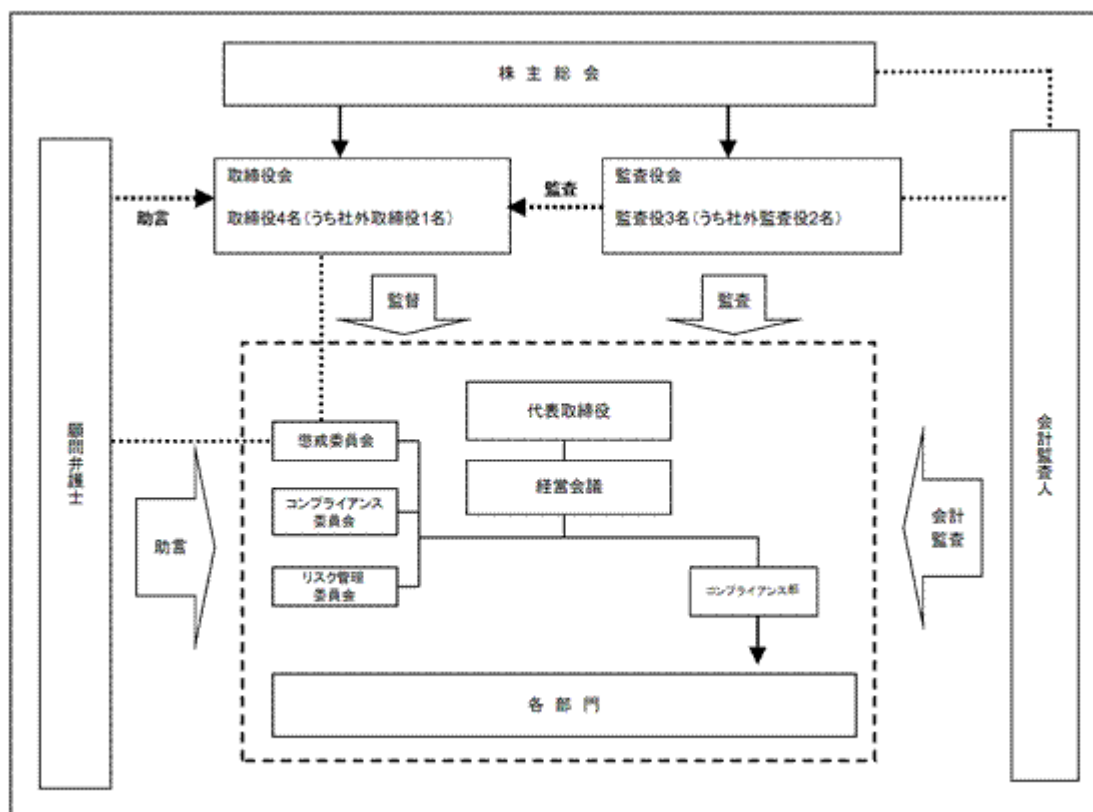
ト．リスク管理委員会

内部管理統括責任者を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することで、環境の変化に対応した総合的なリスク管理体制の構築に努めております。

チ．懲戒委員会

金融商品取引法及びその他関係法令に違反する行為、日本証券業協会が定める自主規制規則に掲げられている行為等を行った者に対して、就業規則に定める懲戒の取扱規則及び懲戒委員会における懲戒規程の運用基準に沿って「懲戒委員会」が処分の量定を決定いたします。懲戒委員会には顧問弁護士をオブザーバーとして迎えることにより、恣意的な運用がなされることのない体制としております。

当社の企業統治の体制の図式は以下のとおりであります。



・ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するように諸制度を整備し、透明性のある公正な経営が行われるように体制を整えております。また、全ての利害関係者を視野にいれ、役職員が常に高い倫理観を持ち、誠実かつ公正に行うことが必要不可欠であると考えております。

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、株主に対し、経営の透明性を一層高めるために社外監査役を招聘し、取締役会並びに監査役会機能の強化を図り、企業としての社会的責任を果たすため、外部からのチェックが可能な体制としております。

また、常勤監査役は取締役会のみならず、経営会議等の重要な社内会議の出席メンバーとなっており、取締役と同等の情報を得ることができるため、取締役の職務執行を監視することが可能な仕組みとなっております。

・ 内部統制システムの整備の状況

当社は、全役職員が金融商品取引法等に定められた法令諸規則等を遵守するとともに、日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」に基づき、内部管理を統括する「内部管理統括責任者」を定め、顧客管理等が適正に行われるように内部管理体制の整備に努めております。

また、コンプライアンス部による社内検査、監査役及び会計監査人と連携した内部監査等を実施しております。当社は、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、下記の通り内部統制システムを整備しております。

イ．取締役の職務執行の法令及び定款への適合性を確保するための体制

取締役会は、コンプライアンスについての基本方針を定め、全取締役はコンプライアンスが企業活動の前提であることを確認することとしております。取締役会は、コンプライアンス体制の確立のためコンプライアンス・マニュアルを整備し、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員長は取締役会が任命した者とし、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスを実践していくためのコンプライアンス・プログラムを策定し、その業務執行状況について、取締役会、監査役会に定期的に報告することとしております。

取締役会は、全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすようにコンプライアンス・マニュアルに基づいて誠実に努力致しております。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、重要な意思決定及び報告に関する情報を管理するため、文書取扱要領及び文書保存基準並びに稟議決裁要領に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、10年間保存することとしております。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、法令と良識に従い誠実に職務を遂行するよう努めております。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が管理すべきリスクは多様化・高度化しており、その管理に専門性を要することから、当社はリスクの所在と種類を明確にしたうえで各部署が管理を担当し、内部管理統括責任者がリスク全般の管理統括を行う体制としております。

取締役会は、管理すべきリスクについて、リスク管理規程に基づくリスクカテゴリーごとに責任者を定めるとともに、内部管理統括責任者を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することで、環境の変化に対応した総合的なリスク管理体制の構築に努めております。

また、リスク管理に関する重要事項の審議決定については、取締役会がその権限を経営会議に委譲し、報告を受けることにより急激な環境変化等に機動的な対応が可能な体制としております。なお、コンプライアンス部は、部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告することとしております。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤取締役で構成される経営会議を設置し、経営計画、予算、重要事項、その他経営全般に関する基本方針等について取締役会への付議に先立って協議を行うこととしております。

また、取締役会の決定に基づいて、業務の執行に専念する執行役員を任命し、業務執行の効率化を図ることとしております。

ホ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、コンプライアンスについての基本方針を定め、繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底させております。

具体的には、コンプライアンス・プログラムに基づき、社内及び外部の研修等による従業員のコンプライアンス教育を徹底しております。

コンプライアンス部は、内部監査によりコンプライアンス上の問題の有無の調査を行っております。

また、監査役及び弁護士事務所を窓口とする、社内の不正・違反行為に関する「通報相談窓口」を設置し、通報内容の調査を行い、適切な措置をとることとしております。

ヘ．会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を形成しておりません。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、従業員に対して監査役の職務の補助を行うよう命令できるものとし、監査役より必要な命令を受けた従業員は、その命令に関しては、監査役以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

チ．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役の職務の補助に従事した従業員の異動・考課に関する意見を述べるができることとしております。

リ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、次に該当する事項を監査役に報告しなければならないこととしております。

重大な法令・定款違反、 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、 毎月の経営状況として重要な事項、
コンプライアンス部が実施した監査結果、 リスク管理の状況、 内部通報制度に基づき通報された内容、
その他コンプライアンス上重要な事項について、また、従業員は、 又は に関する重大な事実を発見した場合
には監査役に直接報告することができるものとしております。

ヌ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換会を開催することとしております。

ル．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社は、財務報告の信頼性と適正性を重視し、財務報告の基本方針に基づき、適正な財務情報の開示及び透明かつ健全な企業経営を実践してまいります。

ヲ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、コンプライアンス基本方針に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断いたします。

・ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスクの多様化、高度化とともに専門性が必要とされることから、当社はリスクの所在と種類を明確にしたうえで各部署が管理を担当し、内部管理統括責任者がリスク全般の管理統括を行う体制としております。また、内部管理統括責任者を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスクを具体的に分類、評価、検証、管理することで、環境の変化に対応した総合的なリスク管理体制の構築に努めております。

・ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査については、会計監査人による法定監査のほか、コンプライアンス部を中心とした内部監査部門が定期的に内部監査を実施しております。監査役は、コンプライアンス部が行う内部監査結果の講評に出席し、業務活動の実態把握とチェックに努めております。会計監査人は、監査を効率的に実施する観点から監査役及び社内関連部署等と連携しつつ内部統制の状況等について把握するとともにその有効性を評価し、監査役会へ報告しております。

監査役監査については、監査役により業務監査を実施しております。監査役と会計監査人は、監査役監査方針、監査計画の概要と会計監査方針・監査計画を相互に説明し、各監査の実施状況及び結果について、意見聴取・協議を定期的に実施しております。

また、監査役は内部監査部門から、内部監査の計画及び結果についての報告を受けることで、監査役監査の実効性と効率性の向上を目指しています。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は会計監査人は浜田正継氏及び千葉達也氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他5名であります。会計監査人は、監査を効率的に実施する観点から監査役及び社内関連部署等と連携しつつ、内部統制の状況等について把握するとともにその有効性を評価し、監査役会へ報告しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社と社外取締役岩田拓朗氏との間に、人的関係、資本関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。同じく、当社と社外監査役淡輪敬三氏及び安藤まこと氏との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

また、社外監査役淡輪敬三氏は、タワーズワトソン株式会社及びTWジャパン株式会社の代表取締役を務めており、株式会社キトー社外取締役並びに曙ブレーキ工業株式会社社外監査役を兼任しておりますが、当社と当該会社等との間に人的関係、資本的関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外監査役安藤まこと氏は、響コンサルティング有限会社の取締役社長を兼任しておりますが、当社と当該会社等との間に人的関係、資本的関係及び取引関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、企業戦略及びガバナンスに関し、外部の視点から経営に意見できる立場にあり、当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等において、経営のチェック機能としての役割を果たしております。

また、社外取締役岩田拓朗氏は、弁護士として高い見識を有しており、その高度な法的知識や経験、財務会計的知見を有する立場から、少数株主の利益に配慮した公平な判断、アドバイスをいただけるものと考えております。

社外監査役淡輪敬三氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役安藤まこと氏は、公認会計士、公認不正検査士としての高い見識を有していることから、当社取締役の業務執行状況の監督等に十分な客観性や中立性を付加しております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、取締役会等において、内部監査部門から内部統制体制の整備・運用状況等について報告を受けております。社外監査役につきましては、会計監査人とも適宜、情報の交換・協議を行い、連携をとっております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、その目的に適うよう、独立性に留意し選任いたします。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	88	82	6	5
監査役 (社外監査役を除く。)	11	9	1	2
社外役員	14	14	0	3

(注) 当事業年度末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成23年6月28日開催の第52期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役および監査役各1名ならびに平成23年8月17日に退任した取締役1名を含んでいるためであります。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等につきましては、業績連動によることを基本とし、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準となるよう適宜検証し、決定しております。

監査役の報酬等につきましては、監査という機能の性格から業績への連動性を排除し、定額報酬としてあらかじめ定められた固定額を支給するものとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 26百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに
当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	321	321	24	—	(注)
上記以外の株式	2	2	0	—	0

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行することを目的とし、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他

当社は、企業経営及び日常業務に関して法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため必要に応じて専門的立場からの助言を受ける体制をとっております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
23	—	21	1

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理検証業務を委託し対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等報酬の決定方針を定めておりません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することが出来る体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の主催する研修に参加しております。また、財務諸表等規則の規定に基づき適正な財務諸表等を作成するための社内規程・マニュアル等の整備を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,638	2,725
預託金	9,153	12,601
顧客分別金信託	5,304	3,904
顧客区分管理信託	3,661	8,611
その他の預託金	188	86
短期差入保証金	44,818	43,832
前払費用	117	112
未収入金	1	12
外為取引未収入金	₁ 8,572	₁ 10,727
未収収益	20	14
その他の流動資産	26	9
貸倒引当金	12	0
流動資産計	64,336	70,035
固定資産		
有形固定資産	₂ 123	₂ 106
建物	47	41
器具備品	37	41
土地	12	12
リース資産	25	11
無形固定資産	324	508
商標権	3	2
ソフトウェア	313	497
電話加入権	6	6
その他	0	2
投資その他の資産	664	585
投資有価証券	₃ 323	₃ 349
出資金	1	1
長期差入保証金	63	59
長期前払費用	275	175
長期未収入金	19	22
貸倒引当金	17	22
固定資産計	1,112	1,201
資産合計	65,448	71,236

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	8	5
受入保証金	48,498	52,353
未払金	81	65
外為取引未払金	4 7,656	4 9,463
未払費用	200	175
未払法人税等	5 19	5 16
賞与引当金	7	7
リース債務	14	7
その他の流動負債	-	0
流動負債計	56,486	62,094
固定負債		
長期未払金	46	44
リース債務	11	4
繰延税金負債	1	0
資産除去債務	12	12
その他の固定負債	-	0
固定負債計	72	62
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	6 104	6 96
特別法上の準備金計	104	96
負債合計	56,663	62,253
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,965	5,965
資本剰余金		
資本準備金	3,636	2,813
資本剰余金合計	3,636	2,813
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	822	188
利益剰余金合計	822	188
株主資本合計	8,779	8,967
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
新株予約権	7	17
純資産合計	8,785	8,983
負債・純資産合計	65,448	71,236

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
受入手数料	2,660	2,052
委託手数料	2	5
取引所為替証拠金取引に係る受取手数料	2,576	1,994
その他の受入手数料	81	52
トレーディング損益	¹ 374	¹ 860
金融収益	² 36	² 27
その他の営業収益	1	2
営業収益計	3,072	2,943
金融費用	⁸ 14	⁸ 10
純営業収益	3,058	2,933
販売費・一般管理費		
取引関係費	³ 1,522	³ 1,226
人件費	⁴ 497	⁴ 512
不動産関係費	⁵ 593	⁵ 703
事務費	⁶ 37	⁶ 27
減価償却費	539	251
租税公課	⁷ 28	⁷ 31
貸倒引当金繰入れ	10	-
その他	28	23
販売費・一般管理費計	3,258	2,777
営業利益又は営業損失（ ）	200	155
営業外収益		
受取配当金	6	24
未払配当金除斥益	4	1
債務弁済金受入	7	-
その他	2	4
営業外収益計	19	30
営業外費用		
遊休資産維持管理費	1	1
為替差損	-	0
たな卸資産処分損	1	-
その他	1	0
営業外費用計	4	3
経常利益又は経常損失（ ）	185	183
特別利益		
損害賠償受入	25	-
金融商品取引責任準備金戻入	9	8
特別利益計	35	8

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
特別損失		
固定資産処分損	0	1
減損損失	603	-
訴訟関連費用	28	-
システム障害による弁済金	25	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2	-
その他	7	-
特別損失計	667	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	817	191
法人税、住民税及び事業税	3	3
法人税等調整額	1	0
法人税等合計	5	3
当期純利益又は当期純損失（ ）	822	188

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,965	5,965
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	5,965	5,965
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	4,200	3,636
当期変動額		
資本準備金の取崩	564	822
当期変動額合計	564	822
当期末残高	3,636	2,813
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
資本準備金の取崩	564	822
欠損填補	564	822
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	4,200	3,636
当期変動額		
資本準備金の取崩	-	-
欠損填補	564	822
当期変動額合計	564	822
当期末残高	3,636	2,813
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	564	822
当期変動額		
欠損填補	564	822
当期純利益又は当期純損失（ ）	822	188
当期変動額合計	257	1,010
当期末残高	822	188
利益剰余金合計		
当期首残高	564	822
当期変動額		
欠損填補	564	822
当期純利益又は当期純損失（ ）	822	188
当期変動額合計	257	1,010
当期末残高	822	188

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本合計		
当期首残高	9,601	8,779
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	822	188
当期変動額合計	822	188
当期末残高	8,779	8,967
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	1	0
評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	1	0
新株予約権		
当期首残高	-	7
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	10
当期変動額合計	7	10
当期末残高	7	17
純資産合計		
当期首残高	9,600	8,785
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	822	188
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	10
当期変動額合計	815	198
当期末残高	8,785	8,983

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1 日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	817	191
減価償却費	539	251
減損損失	603	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	21	7
金融商品取引責任準備金の増減額（ は減少）	9	8
固定資産処分損益（ は益）	0	1
損害賠償受入	25	-
訴訟関連費用	28	-
受取利息及び受取配当金	42	51
支払利息	14	10
株式報酬費用	7	10
顧客分別金信託の増減額（ は増加）	474	26
顧客区分管理信託の増減額（ は増加）	490	4,912
トレーディング商品（資産）の増減額（ は増加）	0	-
立替金の増減額（ は増加）	0	20
短期差入保証金の増減額（ は増加）	3,145	985
預り金の増減額（ は減少）	2	2
受入保証金の増減額（ は減少）	4,190	3,855
未収入金の増減額（ は増加）	8	10
未払金の増減額（ は減少）	7	16
外為取引未収入金の増減額（ は増加）	1,535	2,155
外為取引未払金の増減額（ は減少）	1,595	1,807
未払費用の増減額（ は減少）	142	24
その他	125	102
小計	151	52
利息及び配当金の受取額	40	52
利息の支払額	13	10
損害賠償金の受入額	25	-
債務弁済金の受入額	7	-
訴訟関連費用の支払額	28	-
法人税等の支払額	5	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	177	90
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	-	1,000
有形及び無形固定資産の取得による支出	258	350
長期差入保証金の差入による支出	3	0
長期差入保証金の返還による収入	56	4
投資有価証券の取得による支出	-	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	205	1,373
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	14	10
配当金の支払額	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	14	10
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	43	1,293
現金及び現金同等物の期首残高	6,550	6,507
現金及び現金同等物の期末残高	6,507	5,214

【重要な会計方針】

1. トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 15年～50年

器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期発生額を計上しております。

(3) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条の定めるところにより算出した額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資を資金の範囲としております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 外為取引未収入金

外為取引未収入金の主な内訳は、外国為替証拠金取引に係る評価損益及び未収スワップポイント等、ＣＦＤ取引に係る評価損益及び未収金利等であります。

2 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	第 52 期 (平成23年 3 月31日)	第 53 期 (平成24年 3 月31日)
建物	105百万円	112百万円
器具備品	79	87
リース資産	43	57
計	228	257

3 担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	第 52 期 (平成23年 3 月31日)	第 53 期 (平成24年 3 月31日)
投資有価証券	316百万円	316百万円
計	316	316

(注) 上記の金額は、貸借対照表計上額によっております。

4 外為取引未払金

外為取引未払金の主な内訳は、外国為替証拠金取引に係る評価損益及び未払スワップポイント等、ＣＦＤ取引に係る評価損益及び未払金利等であります。

5 未払法人税等に含まれている諸税金の未納付額

	第 52 期 (平成23年 3 月31日)	第 53 期 (平成24年 3 月31日)
住民税	3百万円	3百万円
事業税	15	12
計	19	16

6 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5 第1項

7 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	第 52 期 (平成23年 3 月31日)	第 53 期 (平成24年 3 月31日)
当座貸越極度額	1,246百万円	1,501百万円
借入実行残高	—	—
差引額	1,246	1,501

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
債券等		
実現損益	0百万円	—百万円
その他		
実現損益	427	514
評価損益	53	345
計	374	860

2 金融収益の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
受取配当金・受取債券利子	5百万円	5百万円
受取利息・その他	30	22
計	36	27

3 取引関係費の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
支払手数料	76百万円	122百万円
取引所・協会費	670	455
通信・運送費	74	79
旅費・交通費	4	3
広告宣伝費	683	548
交際費	14	16
計	1,522	1,226

4 人件費の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
報酬・給料	446百万円	457百万円
福利厚生費	43	47
賞与引当金繰入れ	7	7
計	497	512

5 不動産関係費の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
不動産費	114百万円	107百万円
器具・備品費	478	596
計	593	703

6 事務費の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
事務委託費	22百万円	15百万円
事務用品費	14	12
計	37	27

7 租税公課の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
印紙税	0百万円	0百万円
事業所税	0	—
固定資産税	3	1
事業税（外形標準課税）	23	24
その他	0	6
計	28	31

8 金融費用の内訳

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
支払利息	14百万円	10百万円
計	14	10

(株主資本等変動計算書関係)

第52期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式 数(株)	当事業年度増加株式 数(株)	当事業年度減少株式 数(株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	64,114	—	—	64,114
合計	64,114	—	—	64,114
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (百万円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	7
合計		—	—	—	—	—	7

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第53期（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式 数（株）	当事業年度増加株式 数（株）	当事業年度減少株式 数（株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	64,114	—	—	64,114
合計	64,114	—	—	64,114
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （百万円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	17
合計		—	—	—	—	—	17

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成24年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	57	利益剰余金	900	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
現金・預金勘定	1,638百万円	2,725百万円
預託金勘定	9,153	12,601
預入期間が 3 か月を超える預金・預託金	292	1,182
顧客分別金信託必要額	474	500
顧客区分管理信託必要額	3,517	8,429
現金及び現金同等物	6,507	5,214

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、非常用電源装置及び通話録音装置及び複合機（コピー機器）であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として金融商品取引法に基づく市場デリバティブの取り次ぎ及び店頭デリバティブ取引を行っております。市場デリバティブ取引の取り次ぎは、顧客の注文を金融商品取引所等にて執行する業務であり、原則、当社のポジションは発生いたしません。店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引は、顧客と当社による相対取引であります。顧客に対する当社のポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティー（カバー先銀行等）との間で相対取引を行っております。また、株価指数や海外商品を対象とする差金決済取引（CFD）は、顧客の注文が自動的に海外のホワイトラベル（ ）提供業者に流れる仕組みとなっており、原則、当社に為替変動リスク、価格変動リスクは発生いたしません。

ホワイトラベルとは、ASPサービスやシステムの提供等によって、エンドユーザーに対して相手先ブランドでのサービス提供を可能とするサービスパッケージであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として金融商品取引所及びカウンターパーティーの金融機関に差し入れた短期差入保証金であり、差入先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

したがって、取引金融機関の選定については、その財務状況・外部格付機関による評価等を充分勘案して行っております。また、定期的に当該金融機関の財務情報等を入手し、モニタリングを行っております。

保有する投資有価証券は株式であり、主として純投資目的で保有しております。

これらはそれぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、投資有価証券には流動性に乏しい非上場株式347百万円（帳簿価額）が含まれております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社が行う市場デリバティブ取引の取り次ぎ、店頭デリバティブ取引等は、顧客から証拠金を受け入れ、その証拠金の範囲内で取引を行っております。当社は、顧客の取引口座開設にあたり、投資の知識・経験等の顧客属性を適正に管理するほか、ロスカット制度により顧客に損失が発生した場合でも受け入れた証拠金の範囲内に損失額が収まるように、顧客の与信リスク管理には万全を期しております。

当社は、外国為替証拠金取引について、顧客に対する当社のポジションをリスクヘッジするために、カウンターパーティと相対取引をしております。当社は、これらのカウンターパーティに保証金を差し入れておりますが、取引先リスク等を分散するために欧米等において実績のある銀行11社のカウンターパーティと取引をしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

カバー取引以外の為替スポット取引、通貨オプション取引等を自己の計算により行う場合は、「外国為替カバー取引に関する規程」に基づきポジションの保有限度額及び損失上限額を設定し、毎営業日取引の執行状況を管理することとしております。相場の急変、損失が上限額に達した場合等は、必要に応じて取引の停止、ポジションの決済を行っております。また、計数的なリスク管理は「リスク管理規程」に従い、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき毎月内閣総理大臣への提出義務がある自己資本規制比率については、内閣府令で定められた方式によって経理部が算定し、日々の状況については、内部管理統括責任者に報告を行い、取締役会に対して毎月報告しております。

資金調達に係るリスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が各部署からの報告等に基づき適時に資金管理を行い、手許流動性を維持することで流動性リスクを管理するほか、資金調達手段の多様化を図るため複数の金融機関と当座貸越契約を締結しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

第52期（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金・預金	1,638	1,638	—
(2)預託金	9,153	9,153	—
(3)短期差入保証金	44,818	44,818	—
(4)外為取引未収入金	7,620	7,620	—
(5)投資有価証券	2	2	—
資産計	63,233	63,233	—
(1)受入保証金	48,498	48,498	—
(2)外為取引未払金	7,613	7,613	—
負債計	56,112	56,112	—
デリバティブ取引（*1）	951	951	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(42)	(42)	(—)
デリバティブ取引計	909	909	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権951百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務42百万円を計上しております。

第53期（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金・預金	2,725	2,725	—
(2)預託金	12,601	12,601	—
(3)短期差入保証金	43,832	43,832	—
(4)外為取引未収入金	9,405	9,405	—
(5)投資有価証券	2	2	—
資産計	68,567	68,567	—
(1)受入保証金	52,353	52,353	—
(2)外為取引未払金	9,396	9,396	—
負債計	61,749	61,749	—
デリバティブ取引（*1）	1,322	1,322	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(67)	(67)	(—)
デリバティブ取引計	1,255	1,255	—

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

なお、貸借対照表へは、外為取引未収入金に正味の債権1,322百万円を計上しており、外為取引未払金に正味の債務67百万円を計上しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金・預金、(2)預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)短期差入保証金

日々計算による出し入れを行っているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)外為取引未収入金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1)受入保証金

日々計算による出し入れを行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)外為取引未払金

構成要素であるデリバティブ取引の評価損益については、日々洗替え計算を行っており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	第 52 期 (平成23年 3月31日)	第 53 期 (平成24年 3月31日)
非上場株式	321	347

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第52期（平成23年 3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	1,638	—	—	—
預託金	9,153	—	—	—
外為取引未収入金	7,620	—	—	—
合計	18,412	—	—	—

第53期（平成24年 3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	2,725	—	—	—
預託金	12,601	—	—	—
外為取引未収入金	9,405	—	—	—
合計	24,731	—	—	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

事業年度の損益に含まれた評価差額
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券

第52期(平成23年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	2	3	1
	(2)債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2	3	1
合計		2	3	1

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額321百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第53期（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	2	3	0
	(2)債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	2	3	0
合計		2	3	0

（注）非上場株式（貸借対照表計上額347百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

５．売却したその他有価証券

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1)株式	—	—	—
(2)債券			
国債・地方債等	0	—	0
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3)その他	—	—	—
合計	0	—	0

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

第52期(平成23年3月31日)

(顧客との取引)

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨				
外国為替証拠金取引				
売建	9,392	—	779	779
買建	5,065	—	86	86
合 計			866	866

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

(カウンターパーティとの取引)

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨				
外国為替証拠金取引				
売建	1,524	—	12	12
買建	4,772	—	55	55
合 計			42	42

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

第53期(平成24年3月31日)

(顧客との取引)

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨				
外国為替証拠金取引				
売建	22,802	—	843	843
買建	15,878	—	446	446
合 計			1,289	1,289

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

(カウンターパーティとの取引)

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨				
外国為替証拠金取引				
売建	9,390	—	26	26
買建	15,008	—	8	8
合 計			34	34

時価の算定方法：取引先銀行の提示したレートに基づき評価を行っております。

(2)外国株式関連

第52期（平成23年3月31日）

（顧客との取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
外国株式指数				
売建	417	—	10	10
買建	341	—	16	16
合 計			5	5

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

（カウンターパーティとの取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
外国株式指数				
売建	341	—	16	16
買建	417	—	10	10
合 計			5	5

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

第53期（平成24年3月31日）

（顧客との取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
外国株式指数				
売建	225	—	5	5
買建	519	—	29	29
合 計			23	23

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

（カウンターパーティとの取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
外国株式指数				
売建	519	—	29	29
買建	225	—	5	5
合 計			23	23

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

(3)商品関連

第52期（平成23年3月31日）

（顧客との取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
商品先物取引				
売建	853	—	44	44
買建	231	—	7	7
合 計			37	37

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

（カウンターパーティとの取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
商品先物取引				
売建	231	—	7	7
買建	853	—	44	44
合 計			37	37

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

第53期（平成24年3月31日）

（顧客との取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
商品先物取引				
売建	363	—	1	1
買建	115	—	0	0
合 計			2	2

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

（カウンターパーティとの取引）

種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
商品先物取引				
売建	115	—	0	0
買建	363	—	1	1
合 計			2	2

時価の算定方法：業務受託先会社の提示したレートに基づき評価を行っております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位: 百万円)

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
販売費・一般管理費の人件費	7	10

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成22年 第 1 回新株予約権	平成22年 第 2 回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4 名 当社監査役 3 名 当社従業員 176名	当社取締役 5 名 当社執行役員 3 名	当社監査役 3 名 当社従業員 13名
ストック・オプション数	普通株式 2,500株	普通株式 1,370株	普通株式 240株
付与日	平成17年 6 月23日	平成22年 8 月 6 日	平成22年 8 月 6 日
権利確定条件	付与日(平成17年 6 月23日)以降、権利確定日(平成19年 6 月22日)まで継続して勤務していること	付与日(平成22年 8 月 6 日)以降、権利確定日(平成23年 8 月 6 日)まで継続して勤務していること 当社の前年度の税引前純利益が25億円以上であること	付与日(平成22年 8 月 6 日)以降、権利確定日(平成24年 7 月 9 日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	自 平成17年 6 月23日 至 平成19年 6 月22日	自 平成22年 8 月 6 日 至 平成23年 8 月 6 日	自 平成22年 8 月 6 日 至 平成24年 7 月 9 日
権利行使期間	自 平成19年 6 月23日 至 平成24年 6 月22日	自 平成23年 8 月 7 日 至 平成28年 8 月 6 日	自 平成24年 7 月10日 至 平成29年 7 月 9 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年ストック・オプションは、平成24年 6 月22日をもって行使期間が満了しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成22年 第1回新株予約権	平成22年 第2回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	—	1,270	240
付与	—	—	—
失効	—	—	20
権利確定	—	1,270	—
未確定残	—	—	220
権利確定後（株）			
前事業年度末	43	—	—
権利確定	—	1,270	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	43	1,270	—

（注）平成17年ストック・オプションは、平成24年6月22日をもって行使期間が満了しております。

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成22年 第1回新株予約権	平成22年 第2回新株予約権
権利行使価格（円）	54,400	1	34,918
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	32,660	13,390

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 52 期 (平成23年 3 月31日)	第 53 期 (平成24年 3 月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	13百万円	7百万円
賞与引当金	3	3
未払事業税	6	4
長期未払額	19	15
固定資産減損損失	238	57
金融商品取引責任準備金	32	24
繰越欠損金	1,762	1,567
その他	14	15
繰延税金資産小計	2,089	1,696
評価性引当額	2,089	1,696
繰延税金資産計	—	—
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1	0
繰延税金負債計	1	0
繰延税金負債の純額	1	0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第 52 期 (平成23年 3 月31日)	第 53 期 (平成24年 3 月31日)
税引前当期純損失を計上しているため、記載して おりません。	法定実効税率 40.7%
	(調整)
	交際費等永久差異 5.9
	受取配当金等永久差異 2.6
	住民税均等割 2.0
	評価性引当額の増減 44.7
	その他 0.3
	税効果会計適用後の法人税等 の負担率 1.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債は0百万円、法人税等調整額が0百万円、それぞれ減少しております。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

当社は大阪府において、賃貸用のマンション（土地を含む。）を有しております。当該賃貸不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価につきましてはその重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は取扱う金融商品・サービス別の業績管理体制を確立しております。それぞれの金融商品・サービスは、組織を横断し構成された事業チームによって、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、「取引所 F X 取引」、「店頭 F X 取引」の 2 つの事業を報告セグメントとしております。

「取引所 F X 取引」は、東京金融取引所で取引する為替証拠金取引「くりっく365」のサービスを、オンラインにより顧客に提供しております。また、同セグメントに含めております大阪証券取引所で取引する為替証拠金取引「大証 F X」につきましては、平成24年6月29日をもってサービスを終了するため、平成24年2月以降、新規売買の受注を停止しております。

「店頭 F X 取引」は取引所によらない為替証拠金取引のサービス「F X 24」、「シストレ24」を、オンラインにより顧客に提供しております。なお、「シストレ24」につきましては、サービスを開始しました平成23年11月28日より、報告セグメントに含めております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高はありません。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
第52期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	取引所 F X 取引	店頭 F X 取引	計				
純営業収益	1,917	360	2,278	106	2,384	673	3,058
セグメント利益 又は損失()	41	255	214	14	200	—	200
セグメント資産	43,780	1,285	45,066	20,382	65,448	—	65,448
セグメント負債	43,507	4,138	47,646	9,017	56,663	—	56,663
その他の項目							
減価償却費	106	58	164	68	233	305	539
のれんの償却額	12	2	14	291	305	305	—
金融収益	—	—	—	36	36	—	36
金融費用	—	—	—	14	14	—	14
減損損失	159	2	162	440	603	—	603

- (注) １．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、差金決済取引（証券 C F D・商品 C F D）、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）事業を含んでおります。
- ２．純営業収益の調整額673百万円は報告セグメント事業における取引関係費（取引所清算手数料等）であり、それぞれのセグメントの純営業収益は当該調整額と相殺しております。
- 減価償却費は、財務諸表においてのれんの償却額を区分掲記していないため、のれんの償却額との調整額305百万円を計上しております。
- ３．セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業損失と一致しておりますので、調整額を計上しておりません。したがって、セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業損失を表しております。
- ４．「その他」に含めましたのれんの償却額291百万円は、平成19年にオンライン事業を承継したことによるものであります。
- ５．「その他」に含めました減損損失440百万円の内訳は、オンライン事業の承継に係るのれんの減損損失であります。

第53期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	取引所 F X 取引	店頭 F X 取引	計				
純営業収益	1,555	813	2,368	72	2,440	492	2,933
セグメント利益 又は損失()	279	155	123	32	155	—	155
セグメント資産	41,999	2,002	44,002	27,234	71,236	—	71,236
セグメント負債	41,770	9,474	51,245	11,008	62,253	—	62,253
その他の項目							
減価償却費	82	90	172	78	251	—	251
金融収益	—	—	—	27	27	—	27
金融費用	—	—	—	10	10	—	10

- (注) １．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、差金決済取引（証券 C F D・商品 C F D）、取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）事業を含んでおります。
- ２．純営業収益の調整額492百万円は報告セグメント事業における取引関係費（取引所清算手数料等）であり、それぞれのセグメントの純営業収益は当該調整額と相殺しております。
- ３．セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と一致しておりますので、調整額を計上しておりません。したがって、セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益を表しております。

【関連情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産はないため、また、本邦以外の国又は地域への売上高はないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高（純営業収益）のうち、特定の顧客への売上高（純営業収益）が損益計算書の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産はないため、また、本邦以外の国又は地域への売上高はないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高（純営業収益）のうち、特定の顧客への売上高（純営業収益）が損益計算書の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

第52期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	取引所 F X 取引	店頭 F X 取引	その他	合計
当期償却額	12	2	291	305
当期末残高	—	—	—	—

（注）「その他」の金額は取引所 F X 取引、店頭 F X 取引に共有の「のれん」等に係るものであります。

第53期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

該当事項はありません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

該当事項はありません。

(2)重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	136,908.51円	139,848.31円
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり 当期純損失金額 ()	12,825.99円	2,934.53円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	—	2,877.53円

(注) 1 . 第52期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であるため記載して
りません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算
定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	第 52 期 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	第 53 期 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期 純損失金額		
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	822	188
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損 失金額 () (百万円)	822	188
期中平均株式数 (株)	64,114	64,114
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	1,269
(うち新株予約権)	(—)	(1,269)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	平成17年 6 月22日開催取締役会決議 新株予約権ストック・オプション (普通株式43株) 平成22年 7 月 9 日開催取締役会決議 新株予約権ストック・オプション (普通株式240株)	平成17年 6 月22日開催取締役会決議 新株予約権ストック・オプション (普通株式43株) 平成22年 7 月 9 日開催取締役会決議 新株予約権ストック・オプション (普通株式220株)

(重要な後発事象)

当社は、平成24年5月15日開催の取締役会において、平成24年6月27日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同総会において承認されました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

自己株式の取得等、今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少の要領

資本準備金2,813,937,142円のうち、500,000,000円を減少して、2,313,937,142円とします。

なお、当該減少額は、その他資本剰余金に振り替えるため、資本勘定の総額は変わりません。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- ・取締役会決議日 平成24年5月15日
- ・株主総会決議日 平成24年6月27日
- ・債権者異議申述公告 平成24年7月2日(予定)
- ・債権者異議申述最終期日 平成24年8月2日(予定)
- ・効力発生日 平成24年8月3日(予定)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有 価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
		(株)東京証券取引所グループ	20,000	316
		(株)東京金融取引所	1,000	26
		大阪証券金融(株)	13,000	2
		立建設(株)	10,000	2
		(株)自然総研	40	2
計			44,040	349

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	153	—	—	153	112	6	41
器具備品	116	23	11	128	87	19	41
土地	12	—	—	12	—	—	12
リース資産	68	—	—	68	57	14	11
有形固定資産計	351	23	11	363	257	40	106
無形固定資産							
商標権	5	—	—	5	2	0	2
ソフトウェア	389	290	1	679	182	106	497
電話加入権	6	—	—	6	0	0	6
ソフトウェア 仮勘定	0	17	15	2	—	—	2
無形固定資産計	402	308	16	693	184	106	508
長期前払費用	474	108	104	477	302	104	175

(注) 1. 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

器具・備品	サーバー増設	13百万円
	社内ネットワーク関連	4百万円
ソフトウェア	店頭F X取引システム関係(シストレ24システム構築、 F X 24モバイルツール・通貨ペア追加等)	1億91百万円
	くりっく365取引システム(アジア通貨対応・資金振替等)	35百万円
	統合データベースシステム構築	40百万円
	全社システム関係(ネットワーク構築、B C P対応等)	21百万円
ソフトウェア仮勘定	取引システム開発	17百万円
長期前払費用	顧客管理ツール初期設定費用	3百万円

2. 当期においてソフトウェア仮勘定から振り替えたソフトウェアの増加額は15百万円であります。

3. 長期前払費用は、期間配分により前払費用勘定に振り替え及び振り戻しの処理を行っております。
これによる長期前払費用の増加額は104百万円、減少額は103百万円であります。

4. 当期減少額の主な内容は次のとおりであります。

器具・備品	社内通信システムの除却による減少	10百万円
ソフトウェア	不要となったソフトウェアの除却による減少	1百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	14	7	1.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	11	4	1.6	平成25年～ 平成26年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	26	11	—	—

(注) 1. 平均利率については、期中平均借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	4	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	30	22	5	25	22
賞与引当金	7	7	7	—	7
金融商品取引責任準備金	104	—	—	8	96

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、前期末残高の洗替による戻入額であります。

2. 金融商品取引責任準備金の当期減少額(その他)は、積立限度超過額の取崩しによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成24年3月31日現在における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。なお、附属明細表において記載しました項目については省略しております。

資産の部

イ．現金・預金

区分	金額（百万円）
現金	0
預金	
当座預金	1,075
普通預金	649
定期預金	1,000
小計	2,725
合計	2,725

ロ．預託金

区分	金額（百万円）
顧客分別金信託	3,904
顧客区分管理信託	8,611
東京金融取引所他清算基金等	86
合計	12,601

ハ．短期差入保証金

区分	金額（百万円）	摘要
金融先物取引差入証拠金 （東京金融取引所）	41,722	取引所 F X に係る差入証拠金
金融先物取引差入証拠金 （ドイツ銀行）	900	店頭 F X に係るカバー先への差入証拠金
金融先物取引差入証拠金 （ G K G O H ）	697	店頭 F X に係るカバー先への差入証拠金
金融先物取引差入証拠金 （東京金融取引所）	384	取引所 C F D に係る差入証拠金
金融先物取引差入証拠金 （大阪証券取引所）	36	取引所 F X に係る差入証拠金
その他	92	店頭 C F D に係る差入証拠金等
合計	43,832	

二．外為取引未収入金

区分	金額（百万円）	摘要
外為取引等に係る評価損益相当額	9,385	取引所 F X に係る約定日評価損益等
	1,296	店頭 F X に係る約定日評価損益等
	26	店頭 C F D に係る約定日評価損益等
	19	取引所 C F D に係る約定日評価損益等
合計	10,727	

負債の部

イ．受入保証金

区分	金額（百万円）	摘要
金融先物取引受入証拠金	51,245	取引所 F X 及び店頭 F X に係る受入証拠金
差金決済取引受入証拠金	1,107	店頭 C F D 及び取引所 C F D に係る受入証拠金
合計	52,353	

ロ．外為取引未払金

区分	金額（百万円）	摘要
外為取引等に係る評価損益相当額	9,376	取引所 F X に係る約定日評価損益等
	41	店頭 F X に係る約定日評価損益等
	26	店頭 C F D に係る約定日評価損益等
	19	取引所 C F D に係る約定日評価損益等
合計	9,463	

(3) 【その他】

1. 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
営業収益 (百万円)	908	1,659	2,243	2,943
税引前四半期 (当期) 純利益 金額 (百万円)	176	255	236	191
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	171	253	234	188
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	2,667.78	3,958.16	3,662.39	2,934.53

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失金額 () (円)	2,667.78	1,290.38	295.78	727.86

2. 決算日後の状況

重要な後発事象に記載した事項を除き、その他特記すべき事項はありません。

3. 訴訟

特記すべき事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月31日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月31日
剰余金の配当の基準日	9 月30日 3 月31日
1 単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。但し電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.invast.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第52期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月28日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月28日関東財務局に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第53期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

（第53期第2四半期）（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出

（第53期第3四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

平成23年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会において決議事項が決議された場合）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5)有価証券報告書の訂正報告書

平成23年8月11日関東財務局に提出

平成23年6月28日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月27日

インヴァスト証券株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浜田 正継 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千葉 達也 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているインヴァスト証券株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インヴァスト証券株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、インヴァスト証券株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、インヴァスト証券株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。